

外交・安全保障調査研究事業費補助金 評価要綱

令和3年1月14日

外交・安全保障調査研究事業費補助金（発展型総合事業、総合事業及び調査研究事業）（以下「補助金」という。）の中間評価及び事後評価については、この評価要綱により行うものとする。

1 中間評価

（1）中間評価の目的

- ア 補助事業者が実施している事業（以下「補助事業」という。）の前年度の進捗状況を把握する。
- イ 各補助事業について、次年度の事業継続に係る検討のための資料として中間評価結果を提供する。

（2）中間評価の方法

- ア 中間評価は、交付要綱に基づき補助事業者が外務大臣（以下「大臣」という。）に提出することとなっている補助事業実績報告書をもとに行うものとする。中間評価の透明性を確保するため、補助事業実績報告書は原則公表するものとする。補助事業者は、補助事業実績報告書の提出に際し、非公開部分がある場合には、当該部分を明示すること。
- イ 中間評価は、外交・安全保障調査研究事業費補助金審査・評価委員会（以下「評価委員会」という。）において行うものとする。評価委員会は、書面審査、評価委員会の合議及び必要に応じて面接によって、中間評価を決定する。
- ウ 評価委員会は、評価に当たり、以下（3）イの評価基準により、（3）アの着目点の各項目の評価値を確定する。

(3) 評価に当たっての着目点及び評価基準

ア 評価に当たっての着目点

(ア) 補助事業の進展状況

- 補助金の目的及び補助事業の目的・意義に照らして、着実に補助事業が進展しているか。
- 今後の補助事業推進上、問題となる点はないか。

(イ) 補助事業の成果（ただし、以下注1～3のとおり、各補助事業について該当する項目のみについて着目）

(基礎的情報収集・調査研究)

- 補助事業者の情報収集・調査分析能力がどのように強化されたか。
- 情報収集・調査分析の成果のHP上での公表等、しかるべき発信が実施できたか。

(諸外国シンクタンク・有識者との討論等の実施)

- 研究過程における外国シンクタンク・有識者等（在日の有識者、外交官、外国メディア関係者を含む）との定期的な討論の実施及びこれを通じた日本人研究者（特に、若手・中堅）の英語発信の強化に取り組んでいるか。また、共同研究などが諸外国の視点を取り入れつつ、適切に実施されているか。日本の立場や見解を諸外国カウンターパートに深く理解させることができているか。

(日本の主張の世界への積極的発信と国際世論形成への参画)

- セミナー・シンポジウムの実施・参加及びその広報等を通じた国際社会への発信が積極的になされたか。その結果として国際社会世論形成に参画することができたか。

(国民の外交・安全保障問題に関する理解増進)

- 事業成果を分かりやすい形でインターネットなどを通じ一般公開しているか。
- 企業などに向けた情報提供サービスや幅広い国民が参加できるシンポジウム等の開催等により、国民の外交・安全保障に関する理解増進に努めたか。また、その反響があったか。

(その他)

- 補助事業の目的・意義に照らし、現時点で期待された成果をあげているか（あげつつあるか）。

注1：発展型総合事業については、上述の5項目全てに着目することとする。

注2：総合事業については、「(その他)」を除く上述の4項目については、各補助事業に該当する項目のみ着目点とすることとする。

注3：調査研究事業については、(基礎的情報収集・調査研究)のみ着目することとする。

(ウ) 補助事業実施体制

以下の観点も踏まえて判断する。

(発展型総合事業)

- 事業を実施するに十分な人的体制が取られているか。
- 組織自体の外交・安全保障政策に関する政策提言能力及び国際発信力の強化に努めているか。
- グローバルに活躍する多様なシンクタンク人材の発掘・育成に意を用い、これら人材の国際的な発信力強化に取り組んでいるか。
- プロジェクトの成果を生み出すための工夫を行っているか。

(総合事業)

- 事業を実施するに十分な人的体制が取られているか。
- 若手・中堅研究者に発表機会を与える等、シンクタンクの人材育成に意を用いているか。
- プロジェクトの成果を生み出すための工夫を行っているか。

(調査研究事業)

- 事業を実施するに十分な人的体制が取られているか。
- 若手の有望な研究者を組織にリクルートする等、人材育成に意を用いているか。

- プロジェクトの成果を生み出すための工夫を行っているか。

(エ) 補助金の使用

- 補助金は効果的に使用されているか。
- 経費積算が事業内容に対して妥当であったか。補助金の適正な執行・管理のために十分な体制がとられたか。

(オ) 今後の補助事業の推進方策

- 補助金の目的、補助事業の目的・意義及びこれまでの成果に照らし、次年度の実施計画・体制は適切なものとなっているか。
- 初年度の成果及び次年度の実施計画にかんがみ、事業を継続した場合の成果が、現実的かつ効果的なものであって外務省による外交政策の企画立案に資するものとなることが期待されるか。
- 次年度の実施計画が当初の計画から大幅な変更がなされている場合、その理由に合理性は認められるか。

イ 評価基準

- s 補助事業の事業計画に照らして、期待をはるかに上回る進展が認められる。
 - a 補助事業の事業計画に照らして、期待された以上の進展が認められる。
 - b 補助事業の事業計画に照らして、期待通りの進展が認められる。(通常)
 - c 補助事業の事業計画に照らして、進展が不十分であり、期待された水準に及ばない。
 - d 補助事業の事業計画に照らして、進展があったとは言い難く、次年度補助事業の実施に当たっては、実施体制の見直し等を行うべき。

2 事後評価

(1) 事後評価の目的

対象となる補助事業の終了時の成果について評価を行う。

(2) 事後評価の方法

- ア 事後評価は、交付要綱に基づき補助事業者が大臣に提出することとなっている補助事業実績報告書をもとに行うものとする。事後評価の透明性を確保するため、補助事業実績報告書は原則公表するものとする。補助事業者は、補助事業実績報告書の提出に際し、非公開部分がある場合には、当該部分を明示すること。
- イ 事後評価は、評価委員会において行うものとする。評価委員会は、書面審査、評価委員会の合議及び必要に応じて面接によって、事後評価を決定する。
- ウ 評価委員会は、評価に当たり、以下(3)イの評価基準により、(3)アの着目点の各項目の評価を確定する。

(3) 評価に当たっての着目点及び評価基準

ア 評価に当たっての着目点

(ア) 補助事業の目的の達成度

- 当初設定した補助事業の目的の達成の度合いはどうか。
- 補助事業推進時に生じた問題があった場合、これへの対応は適切であったか。

(イ) 補助事業の成果（ただし、以下注1～3のとおり、各補助事業について該当する項目のみについて着目）

(基礎的情報収集・調査研究)

- 補助事業者の情報収集・調査分析能力がどのように強化されたか。
- 情報収集・調査分析の成果のHP上での公表等、しかるべき発信が実施できたか。

(諸外国シンクタンク・有識者との討論等の実施)

- 研究過程における外国シンクタンク・有識者等（在日の有識者、外交官、外国メディア関係者を含む）との定期的な討論の実施及びこれを通じた日本人研究者（特に、若手・中堅）の英語発信の強化に取り組んだか。また、共同研究などが諸外国の視点を取り入れつつ、適切に実施されたか。日本の立場や見解を諸外国カウンターパートに深く理解させることができていたか。

(日本の主張の世界への積極的発信と国際世論形成への参画)

- セミナー・シンポジウムの実施・参加及びその広報等を通じた国際社会への発信が積極的になされたか。その結果として、国際社会世論形成に貢献することができたか。

(国民の外交・安全保障問題に関する理解増進)

- 事業成果を分かりやすい形でインターネットなどを通じ一般公開していたか。
- 企業などに向けた情報提供サービスや幅広い国民が参加できるシンポジウム等の開催等により、国民の外交・安全保障に関する理解増進に貢献することができたか。また、その反響があったか。

(その他)

- 補助事業全体として、その目的・意義に照らして、十分な成果をあげたか。

注1：発展型総合事業については、上述の5項目全てに着目することとする。

注2：総合事業については、「(その他)」を除く上述の4項目については、各補助事業に該当する項目のみ着目点とすることとする。

注3：調査研究事業については、(基礎的情報収集・調査研究)のみ着目するものとする。

(ウ) 補助事業実施体制

以下の観点も踏まえて判断する。

(発展型総合事業)

- 事業を実施するに十分な人的体制が取られたか。
- 組織自体の外交・安全保障政策に関する政策提言能力及び国際発信力の強化に努めたか。
- グローバルに活躍する多様なシンクタンク人材の発掘・育成に意を用い、これら人材の国際的な発信力強化に取り組んでいたか。
- プロジェクトの成果を生み出すための工夫を行ったか。

(総合事業)

- 事業を実施するに十分な人的体制が取られたか。
- 若手・中堅研究者に発表機会を与える等、シンクタンクの人材育成に意を用いたか。
- プロジェクトの成果を生み出すための工夫を行ったか。

(調査研究事業)

- 事業を実施するに十分な人的体制が取られたか。
- 若手の有望な研究者を組織にリクルートする等、人材育成に意を用いたか。
- プロジェクトの成果を生み出すための工夫を行ったか。

(エ) 補助金の使用

- 補助金は効果的に使用されていたか。
- 経費積算が事業内容に対して妥当であったか。補助金の適正な執行・管理のために十分な体制がとられたか。

(オ) 外務省の外交政策企画立案への貢献度

- 事業の成果が、外務省による外交政策企画立案に貢献するようなものになっているか。

イ 評価基準

- S 補助事業の事業計画に照らして、期待をはるかに上回る成果があった。
- A 補助事業の事業計画に照らして、期待された以上の成果があった。
- B 補助事業の事業計画に照らして、期待通りの成果があった。(通常)
- C 補助事業の事業計画に照らして、成果が不十分であり、期待された水準に及ばなかった。
- D 補助事業の事業計画に照らして、成果があったとは言い難い。

(了)